

岩手県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和2年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 滝沢市上鶴飼地内外
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年3月25日から同年6月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量